

監査報告

2019年6月24日

年金積立金管理運用独立行政法人

経営委員長 平 野 英 治 殿

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員会

監査委員 堀 江 貞 之 ㊞

監査委員 岩 村 修 二 ㊞

監査委員 小 宮 山 榮 ㊞

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び通則法第38条第2項並びに監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程第26条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の平成30事業年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分に関する書類（案）、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表）及び決算報告書について監査を実施したところ、その方法及び結果は下記のとおりです。

記

第1 監査の方法

監査委員会は、監査計画に基づき、経営委員会、理事長、理事、監査室、企画部その他職員（以下「役員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査

の環境の整備に努めるとともに、経営委員会に委員として出席すること、理事長以下の執行部門が主催する経営企画会議・投資委員会その他重要な会議及び委員会に陪席し必要に応じて質疑を行うこと等によって、役員等の職務の執行状況等を把握したほか、役員等から投資原則及び行動規範の遵守状況や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査しました。また、役員の職務の執行が通則法、管理運用法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他管理運用法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書を検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

第2 監査の結果

- 1 管理運用法人の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標及び中期計画の達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- 2 内部統制システムは、適切に整備、運用されていると認めます。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

なお、補足事項は次のとおりです。

2018年度において、経営委員会主導の下で、管理運用法人の内部規程全般が2017年10月のガバナンス改革に沿ったものとなっているかを点検するプロジェクトが実施され、組織規程を含め数多くの内部規程につき大幅な改定（2019年4月施行）が行われました。その審議過程で、経営委員会の果たすべき役割についても厚生労働省、経営委員及び執行部から様々な意見が示されました。監査委員会は、今後、このような審議経緯をも踏まえつつ、内部規程の運用状況を監査、監視していくこととします。特に、当法人において重要な役割を担っている各種委員会の運営につき内部統制システムの構築及び運用の観点から掘り下げて検討します。

- 3 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を認

められません。

- 4 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認めます。
- 5 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。
- 6 独立行政法人に求められた事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しについて法人の講ずべき措置は、着実に推進されていると認めます。

以上